

入 札 公 表

令和8年 2月 5日

次のとおり一般競争入札に付します。

一般財団法人広島市都市整備公社
理事長 油野 裕和

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名
広島港さん橋等施設清掃業務
- (2) 履行の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和10年3月31日まで
(当該契約は長期継続契約であり、契約解除等についての条項があります。)
- (4) 履行期間
令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
- (5) 予定価格
落札決定後に公表
- (6) 調査基準価格
落札決定後に公表
- (7) 履行場所
ア 広島港さん橋
広島市南区宇品海岸一丁目13番
イ 似島さん橋
広島市南区似島町家下
ウ 似島学園前さん橋
広島市南区似島町長谷
エ 広島市営さん橋
広島市南区宇品海岸二丁目23番
- (8) 入札方式
本件業務は、開札後に入札参加資格の有無を確認する入札後資格確認型一般競争入札で入札執行する。
- (9) 入札方法
ア 入札金額は、2年間（履行期間）の総価を記載すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 入札区分
本件業務は、入札説明書に定める方法により、所定の入札書を郵送（配達証明付書留郵便）し、入札する郵便入札対象案件である。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び一般財団法人広島市都市整備公社契約規程（以下「規程」という。）第3条第2項

の規定に該当しない者であること。

- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和8・9・10年物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供」の区分「施設維持管理業務」の登録種目「51 建築物清掃」に登録されている者で、特定調達契約以外に係る等級区分において「A」に格付けされているもの又は令和7年度に当該業務を現に履行中の者であること。
- (3) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (4) 入札公表の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）への加入義務の履行及び納付義務の履行を確認できる者であること。ただし、各保険への加入義務の適用を受けない者は除く。
- (7) その他は、入札説明書による。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法

一般財団法人広島市都市整備公社（以下「本公社」という。）のホームページ(<https://hiroshima-toshiseibi.jp>)からダウンロードすることができる。ただし、これにより難い場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）には、次により交付する。

- (1) 交付期間
入札公表の日から令和8年2月20日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで
- (2) 交付場所
ア 業務担当課
〒734-0011
広島市南区宇品海岸二丁目23番38号
（広島海上ビル1階）
一般財団法人広島市都市整備公社
経営管理部広島港さん橋管理事務所
電話 082-251-1218（直通）
イ 契約担当課
〒730-0042
広島市中区国泰寺町一丁目4番15号
（広島市役所北庁舎別館3階）
一般財団法人広島市都市整備公社経営管理部経営管理課
電話 082-244-0909（直通）

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所
本公社のホームページ（前記3に記載のとおり。以下同じ。）からダウンロードすることができる。ただし、これにより難い場合には、前記3(1)及び(2)により交付する。
- (2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法
本公社のホームページからダウンロードすることができる。ただし、これにより難い場合には、前記3(1)及び(2)により交

付する。 (3) 契約条項、入札説明書、仕様書等に関する問合せ先 前記3(2)アの業務担当課に同じ。 (4) 入札書等の提出方法 ア 紙による入札書等を郵送(配達証明付書留郵便)すること。 イ 入札書等の提出期間 (7) 提出期間 令和8年2月20日(金)の午後5時まで【必着】 (再度入札を実施する場合は、再入札通知書(ファクシミリによる再入札通知書)により再度入札に係る開札の日時を通知する。) (4) 提出先 前記3(2)イの契約担当課に同じ。 (5) 入札金額内訳書の提出方法 入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額内訳書を作成し、初度入札にあつては入札書と同時に、再度入札にあつては落札候補者のみ、再度入札の開札後、後記5(3)に掲げる一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限までに持参により提出しなければならない。なお、入札金額内訳書の提出がない場合は、落札者となることができない。 (6) 入札回数 入札回数は、3回限りとする。 (7) 開札の日時及び場所 ア 日時 令和8年2月25日(水)午前10時15分 (再度入札を実施する場合は、再入札通知書により、再度入札に係る開札の日時を通知する。) イ 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番15号 一般財団法人広島市都市整備公社 入札室 (広島市役所北庁舎別館1階) (8) 開札 ア 入札参加者のうち開札の立会いを希望する者は、立ち会うことができる。(立ち会うことができる者は、1者につき1名とする。) イ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者がいるときは、落札者の決定を保留し、当該者を落札候補者とする。 ウ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、別途指定する日時及び場所においてくじ引きにより落札候補者を決定する。ただし、同価の入札をした者のすべてが立ち会っている場合には、開札後直ちに、くじ引きにより落札候補者を決定する。 なお、くじ引きをしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引きを行う。 5 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出 落札候補者となった者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な書類(以下「資格確認申請書等」という。)を持参により提出しなければならない。 (1) 提出先 前記3(2)アの業務担当課に同じ。 (2) 提出部数	提出部数は、1部とする。 なお、提出した資格確認申請書等は、返却しない。 (2) 提出期限 令和8年2月25日(水)の午後5時まで (再度入札を実施する場合は、令和8年2月27日(金)の午後5時まで) ただし、前記4(8)ウ本文によりくじ引きを行う場合は、別途指定する日時までとする。 なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。 (4) その他 入札参加者は、資格確認申請書等を前記(3)の提出期限までに提出できるよう準備しておくこと。 6 一般競争入札参加資格の確認 一般競争入札参加資格の有無については、特別の定めがある場合を除き、開札日時を基準として、前記5により提出された資格確認申請書等により確認する。ただし、落札候補者が、開札日以後、落札者の決定日までの間に前記2(2)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは広島市の指名停止措置を受け、又はその他一般競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。 7 落札者の決定 (1) 落札者の決定方法 前記6により落札候補者が一般競争入札参加資格を有すると確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。 ただし、本件は、低入札価格調査の対象であるため、当該落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者で一般競争入札参加資格を有すると確認できた者を落札者とする。 (2) 調査基準価格の有無 有 (3) 委託業務低入札価格報告書等の提出 落札候補者となった者で、調査基準価格を下回る価格で入札した者は、委託業務低入札価格報告書(以下「報告書等」という。)を作成し、入札説明書に定める提出期間、場所及び方法により、報告書等を提出しなければならない。報告書等の全部又は一部の提出がない場合は、その者のした入札を無効とする。 なお、落札候補者となった者の入札が、調査基準価格を下回る価格の入札であるかどうかについては、保留通知書により通知する。 (4) 落札者の決定結果は、入札参加者全員に通知する。 8 その他 (1) 入札保証金 免除
--	---

(2) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

- ア 本件公表に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- イ 資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 入札金額を訂正したもの
- エ 再度入札を実施する場合において、初度入札（入札金額を訂正したものを除く。）の最低価格以上の価格でした入札
- オ その他規程第7条各号のいずれかに該当する入札

(3) 契約保証金

要。ただし、規程第30条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。詳細は、入札説明書による。

(4) 契約書の作成の要否

要

(5) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、郵便による事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

(6) 本件公表に示した契約は、長期継続契約である。次年度以降の収入支出予算が減額・削減された場合は、契約の変更・解除を行うことがある。また、本公社は、当該契約の変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

なお、令和8年度及び令和9年度に、宇品旅客ターミナルのトイレ改修工事等を予定しており、減額変更契約を行う場合があります。

(7) その他

本契約については、本件に係る予算の成立を条件にする。
詳細は、入札説明書による。